

医政発 0131 第 1 号
平成 31 年 1 月 31 日

各

{	都道府県知事
	保健所設置市長
	特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法の一部改正（臨床研究中核病院関係）の
施行等について」の改正について

臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）の施行に伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 35 号）により、臨床研究中核病院の承認要件を改正し、平成 30 年 4 月 1 日に施行したところです。今般、当該改正及び臨床研究中核病院制度の運用状況等を踏まえ、「医療法の一部改正（臨床研究中核病院関係）の施行等について」（平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 69 号。以下「通知」という。）について、下記のとおり改正し、平成 31 年 4 月 1 日から適用することといたしました。

貴職におかれましては、御了知いただくとともに、管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 通知の本文を別紙 1 新旧対照表のとおり改正する。
- 2 通知の様式第 1 から様式第 3 まで、様式第 5 から様式第 7 まで、様式第 10 並びに別添 2 を別紙 2 のとおり改める。